

令和5年4月1日改訂版

千代田町移住者住宅取得費等補助金

事業期間

平成28年4月1日 から 令和7年3月31日

補 助
対 象 者

- ① 平成28年4月1日以降に取得した住宅に転入し本町の住民基本台帳に記録された方で、かつ、その転入の日から起算して過去5年以内に本町の住民基本台帳に記録されたことのない方。
または、本町内の民間賃貸アパートに転入し、本町の住民基本台帳に初めて記録された方で、町内に取得した住宅に転居した方。
- ② 平成28年4月1日以降に住宅の新築又は住宅の購入(三親等の親族からの購入を除く。)の契約を締結した方
- ③ 新築又は購入の契約締結日に満40歳以下の方
- ④ 新築又は購入した住宅に10年を超えて居住しようとする方
- ⑤ 世帯全員が前住所地の市区町村民税(市区町村民税、固定資産税及び軽自動車税)及び国民健康保険税を滞納していないこと。

【 補助金交付例 】 () は令和5年3月31日以前に
転入(転居)の場合の補助額

住宅の新築、新築住宅の購入

最高 40万円
(最高 30万円)

中古住宅の購入

最高 30万円
(最高 20万円)



中学生以下の扶養する子と同居する場合

一律20万円
(一律 10万円)



ふれあいタウンちよだの分譲地 を購入した場合

一律40万円
(一律 20万円)



補助最高額 100万円 (60万円)

【お問い合わせ先】
千代田町役場 都市整備課 都市計画係
TEL 0276-86-7003 (直通)